

## おくやみ手続き窓口取扱業務Q & A

手続き名	名義変更の届出・閉栓の届出
------	---------------

Q：どのような場合に届出が必要ですか。

A：上下水道局とご契約の方がお亡くなりになられた場合、水道を使用しない場合は閉栓の届出が必要です。

なお、ご家族の方など、引き続き水道を使用される場合は、名義変更の届出が必要です。

Q：必ず届出をしないといけませんか。

A：閉栓の届出がない場合、水道を使用していなくても基本料金が発生しますので、速やかに届出をお願いします。

問い合わせ先	お客さまセンター（枚方市上下水道局 1階） 電話：072-848-5518（直通）
--------	--